

飯能市立名栗小学校いじめ防止基本方針（令和8年度）

飯能市立名栗小学校

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。したがって、本校では、すべての児童に、「いじめは絶対に許されない卑劣な行為である」ということを周知し、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響や、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する措置

（I）基本施策

A 学校におけるいじめの防止

- （ア）学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- （イ）児童の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- （ウ）保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- （エ）いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・人権集会等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) 実態把握

いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階からの的確に関わりを持つことができるよう、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

(イ) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童や保護者に対して定期的な調査を次の通り実施する。

- | | |
|------------------------|---------|
| ①児童対象のいじめについてのアンケート調査 | 年3回 |
| ②教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 | 常時 |
| ③保護者対象のいじめについてのアンケート調査 | 年1回 |
| ④保護者対象のいじめについての聞き取り調査 | 個人面談・常時 |

(ウ) いじめの相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制を次の通り整備するとともに、その取組等を積極的に周知する。また、児童からの相談に対しては、必ず教職員が迅速に対応することを徹底する。

- ①スクールカウンセラーの活用
- ②さわやか相談員の活用
- ③教育センターにおける教育相談
- ④スクールソーシャルワーカーの活用

(エ) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

児童及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対応できるように、必要な啓発活動として、情報モラル教育を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

○校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導主任 ○教育相談主任 ○養護教諭

必要に応じ、・特別支援教育コーディネーター ・さわやか相談員
・スクールカウンセラー

<役割>

- (ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- (イ) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- (ウ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (エ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (オ) いじめの疑いに関する情報があった場合の迅速な情報共有、関係児童への事実関係の聴取等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- (カ) いじめの加害児童・被害児童に対する、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる役割
- (キ) 重大事態発生の際の調査機関としての役割
- (ク) 学校基本方針の策定や見直し、取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェック
- (ケ) いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は24時間以内に緊急開催とする。また、毎週月曜日には、全教職員でいじめ問題を含めた児童についての情報交換会を行い、生徒指導主任が記録を取る。

イ いじめに関する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- (ウ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- (エ) いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (オ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (カ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、飯能市教育委員会及び飯能警察署等と連携して対処する。

ウ いじめの解消

いじめが解消しているか否かの判断は次の二点に準ずる。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめの再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童を注意深く観察する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、また、事実関係の確認を行った結果、いじめの疑いがあり、児童生徒保護者から重大事態の申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、飯能市教育委員会に速やかに報告する。
- (イ) 飯能市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (エ) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (ア) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (イ) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 年間計画

4 月	職員会議：「飯能市立名栗小学校いじめ防止基本方針」策定
5 月	人権作文、人権標語
6 月	児童対象アンケート調査(聞き取り調査も実施)
7 月	いじめ防止に向けた校内研修
8 月	いじめ防止に向けた校内研修
9 月	いじめ防止に向けた校内研修
10 月	児童対象アンケート調査（聞き取り調査も実施）
11 月	いじめ撲滅強調月間の取組 保護者アンケート（学校評価アンケート） 保護者対象聞き取り調査（個人面談）
12 月	人権教育強化月間の取組 ネットいじめ防止の啓発活動
1 月	人権教育の視点にたった授業
2 月	児童対象アンケート調査（聞き取り調査も実施）
3 月	今年度の問題の検討及び新年度の成果・課題の検討

○いじめ撲滅強化月間

（11月）